

新旧対照表

令和4年度機構改革により、以下のとおり担当課の名称を変更しております。

新	旧
<p>第3節 地域における子育て支援</p> <p>1. 地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）</p> <p>(1) 利用者支援事業 【子育て支援課】</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業 【子育て支援課】</p> <p>(3) 妊婦健康診査 【医療政策課】【子育て支援課】</p> <p>(4) 乳児家庭全戸訪問事業 【子ども家庭課】</p> <p>(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【子ども家庭課】</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 【子ども家庭課】</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】</p>	<p>第3節 地域における子育て支援</p> <p>1. 地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）</p> <p>(1) 利用者支援事業 【子ども・子育て支援課】</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業 【子ども・子育て支援課】</p> <p>(3) 妊婦健康診査 【健康対策課】【子ども・子育て支援課】</p> <p>(4) 乳児家庭全戸訪問事業 【子ども・子育て支援課】</p> <p>(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【子ども・子育て支援課】</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 【子ども・子育て支援課】</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業 【人権・男女共同参画課】</p>
<p>第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援</p> <p>1. 児童虐待防止対策の充実 【子ども家庭課】</p> <p>2. 社会的養護体制の充実・強化 【子ども家庭課】</p> <p>3. ひとり親家庭等の自立支援の推進 【子ども家庭課】</p> <p>4. 少年非行防止対策の推進 【子ども家庭課・教育委員会・県警察】</p>	<p>第4節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援</p> <p>1. 児童虐待防止対策の充実 【子ども・子育て支援課】</p> <p>2. 社会的養護体制の充実・強化 【子ども・子育て支援課】</p> <p>3. ひとり親家庭等の自立支援の推進 【子ども・子育て支援課】</p> <p>4. 少年非行防止対策の推進 【子ども・子育て支援課・教育委員会・県警察】</p>
<p>第5節 仕事と家庭生活の両立支援</p> <p>1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 【雇用労働政策課、人権・男女共同参画課、子育て支援課】</p>	<p>第5節 仕事と家庭生活の両立支援</p> <p>1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 【雇用労働政策課、人権・男女共同参画課、少子対策課】</p>